

「令和6年度「いわし」「にしん」及び「さば」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	申請書類や報告書について、提出する書類一式のどこかにおいては、手続を行なう事業者が法人の場合は法人番号の記載を行なわせるようにすべきと考える。 法人番号があれば行政（経済産業省以外に、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、財務省・国税庁、各種捜査機関、地方公共団体等も含めて。）の事務の能率の向上が見込めるし、公正性の向上も期待出来るはずである（にせ法人的な存在の手続が困難になるし、各種行政機関においてのチェックがより速やかに行なえるようになるであろうから。）。 輸出入の行為については全世界的に公安や各種不正に関係があったりするものであるが、日本として公正性を向上させていくためにも法人番号の利活用推進は求められるものであるはずである。輸出入事務において法人番号の使用を行なうようにされたい。事務として特に法人番号の使用が推奨される事業分野のほずである。（一応、銃器の輸出入の事務については法人番号の使用が行なわれているようであるが、それ以外についてもちゃんと法人番号の使用を行なうようにされたい。）	御意見ありがとうございます。 今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済安全保障局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。